鹿児島県のうち大島郡のうち与論町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 三　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
鹿児島県のうち大島郡のうち与論町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 三　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち那覇市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十・六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
沖縄県のうち那覇市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十・六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
山形県のうち新庄市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、及び　を　に　改め、及び

次に

神奈川県のうち横浜市のうち南区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
兵庫県のうち伊丹市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
神奈川県のうち横浜市のうち都筑区	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
神奈川県のうち横浜市のうち旭区	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　削り、の　を、